



令和7年度

広島市

こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度のご案内

事業内容

広島市に住所を有するこどものうち、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所（以下、「保育園等」という。）に通っていない0歳6か月～3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労など保育の必要性にかかわらず、**月10時間を上限として**保育園等において受け入れを行います。

対象者 保育園等に通っていない0歳6か月～3歳未満のこども

※対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施します。
※広島市に住所を有する方が対象です。

申込期間 随時受付中

※令和6年度の試行実施の際に登録されている方は、継続してご利用いただけます。
改めて申請する必要はありません。

申込方法 広島市ホームページからリンクする電子申請フォームより

実施施設 広島市ホームページをご確認ください。

利用開始時期 申請登録・面談完了後から

利用時間・料金 10時間/月まで・一人1時間当たり300円

※生活保護世帯等、世帯状況により減免があります（詳しくは広島市ホームページをご確認ください。）。

支払い方法 施設によって異なります（各施設にお問い合わせください。）。

利用までの流れ

利用者登録

登録後約3週間後～
園と面談

面談終了後～
利用予約・利用

《裏面も必ずご確認ください》



令和7年度

こども誰でも 通園制度

広島市

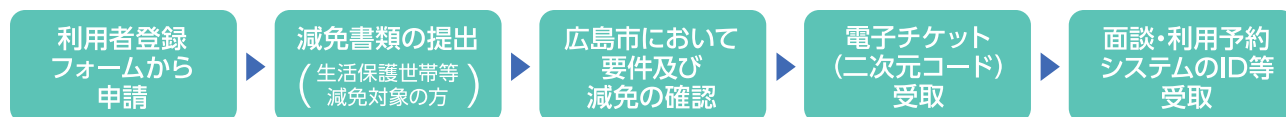


こども誰でも通園制度のご案内

実施施設は
広島市ホームページ
をご確認ください。

ご利用の手順

① 利用者登録



施設利用にあたって、あらかじめ広島市へ利用者登録の申請を行う必要があります。
利用者登録は、広島市ホームページからリンクする電子申請フォームから行います。電子申請は、随時受付をしています。
利用者は、次の3つの要件を全て満たす必要があります。

- ・広島市内に住民票があること
- ・利用を希望するお子様が、利用日時点において、0歳6か月～3歳未満であること ※利用者登録は0歳6か月以前より申請可能
- ・利用を希望するお子様が、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所のいずれにも在籍していないこと

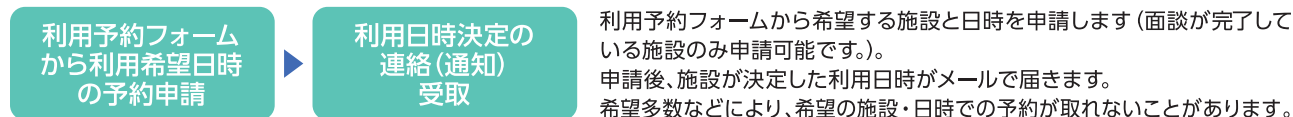
申請完了後、広島市で要件の確認を行い、3週間を目途に、月10時間までご利用できる電子チケット(二次元コード)と、面談・

② 面談予約・面談



面談・利用予約システムから希望する施設と日時を申請します。
申請後、施設が決定した面談日時がメールで届きますので、対象のお子様と一緒に面談を行っていただきます。面談時には、アレルギーや障害手帳の有無、発育状況など子どもの安全確保に関する情報を伝えていただきます。施設において安全に受け入れることが困難な場合、ご利用いただけないこともありますのでご了承ください。

③ 利用予約



④ 利用



利用日当日は、施設において、面談・利用予約システムに届いた二次元コードを提示いただくとともに、利用時間数に応じた利用料をお支払いください(支払方法は施設により異なります。)。施設が二次元コードを読み取ることで、利用予定時間分のチケットが減算されます。また、ご利用の中止や変更の際は必ず施設へご連絡ください。利用時間を過ぎてご連絡がなくキャンセルとなった場合、チケット枚数は予約時間分減算します。